従三位に叙する
小山　一平

従五位に叙する
横田　英治

従六位に叙する（各通）
冨岡　佳三

（長崎県警視）
正七位に叙する（各通）（以上四月二日）
松尾　繁

従七位に叙する（四月四日）

○叙勲

上村　勇治　黒川　亀房　澤村　信一　植松　和夫　大庭　清　北野　剛
竹田　恒平　中濱陽一郎　村山　二永　酒井　肇　佐野　聖治　島田　紘一
旭日単光章を授ける（各通）（三月二十四日）
山本　哲也　杉本　巧　高橋　晃逸　長澤　昭夫
旭日双光章を授ける
塗矢　壽一　原田　一　肥後　實
松崎　洵
有吉　正義　片田　文齋　高橋　榮三　瑞宝単光章を授ける（各通）　椎根　恒美　圓敏　鈴木　正則
永井　恒雄　森本　基美　瑞宝小綬章を授ける（各通）　金子　彊示　鈴木　英雄　高木　駿平
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月二十五日）
松尾　信義　竹田　久夫　田村　邦太　仲川　弘
旭日双光章を授ける
中西　幸一　永田　和夫　長谷川　豊
山本　隆夫　吉村　儀一　平井　涼一　堀　学　松澤　政勝
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月二十六日）
菊地　泰男　丸山　定彦
旭日単光章を授ける（三月二十七日）
中條　修　瑞宝双光章を授ける（各通）　宮城　孫尚　盛小根英順
（静岡大学名誉教授）
松岡　正浩　瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十六日）
瑞宝中綬章を授ける（各通）
伊藤　迪治　（兵庫県公立学校長）　浅井　正雄
脇所　廣司　（群馬大学名誉教授）　織田　宜則
瑞宝小綬章を授ける（各通）
（呉工業高等専門学校名誉教授）　重竹　久登　冨岡　照房　中山　昌麿
瑞宝小綬章を授ける（各通）　根本　武男　峯田　保治　山田　明正
浅妻　一雄　伊藤　政光　渡辺　恭三　伊藤謹一郎　土屋　純
小山田一郎　志村　正治　瑞宝双光章を授ける（各通）　國吉　義之　小林　芳郎　坂梨　和孝
高木　勝　高橋　敏雄　平原　清一　古澤　博一　井上　熙宣　安岡　勝一
千葉　利夫　水関　昭久　溝辺　熊利　三宅　達志　瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十七日）
矢崎　文彦　宮崎　彪　瑞宝双光章を授ける（各通）　小俣慎之助　栗原　貞男
瑞宝双光章を授ける（各通）　藤畑　収　森　博　瑞宝単光章を授ける（各通）（三月二十八日）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十四日）　金谷　博臥　中島　固　永峰　孝　瑞宝双光章を授ける（各通）
清水　保宏　高野　脩　瑞宝双光章を授ける（各通）　近藤　善見　高木　高治
米津　英夫　渡邊　祥夫　瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十日）
瑞宝小綬章を授ける（各通）　笠井　俊幸　橋爪　俊夫　古市　郁雄
伊藤　迪治　瑞宝双光章を授ける（各通）　藤江　友房
（兵庫県警部）
瑞宝単光章を授ける（以上三月二十一日）
加々美貞夫
瑞宝双光章を授ける
（岡山県警部）　藤澤　清治
瑞宝単光章を授ける（以上四月一日）　横田　英治
瑞宝双光章を授ける（各通）　加藤　信
（長崎県警視）
瑞宝単光章を授ける（以上四月二日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月二十七日午前九時一分御出門、東日本大震災に伴う被災地御見舞のため、宮城県へ行幸啓、午後八時十分還幸啓になった。

御祝電

天皇皇后両陛下は、英国王孫ウィリアム殿下の御結婚につき、四月二十八日同国女王陛下及び王配殿下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、四月二十日オランダ国女王陛下の御誕生祝日につき、同月二十八日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、四月二十日スウェーデン国国王陛下の御誕生日につき、同月二十八日御祝電を発せられた。

官庁報告

国家試験

平成23年度医師国家試験予備試験の施行

医師法（昭和23年法律第201号）第10条の規定により、平成23年度医師国家試験予備試験を次のとおり施行する。

平成23年5月6日

厚生労働大臣　細川　律夫

1　試験期日

(1)　第1部試験（筆記試験）　平成23年6月20日（月曜日）

(2)　第2部試験

ア　筆記試験　平成23年9月16日（金曜日）

イ　実地試験　平成23年11月14日（月曜日）

2　試験地

(1)　第1部試験　東京都

(2)　第2部試験　東京都

3　試験科目

(1)　第1部試験　解剖学（組織学を含む。）、生理学、生化学、免疫学、薬理学、病理学、法医学、微生物学（寄生虫学を含む。）及び衛生学（公衆衛生学を含む。）

(2)　第2部試験

ア　筆記試験　内科学、小児科学、精神科学、外科学、整形外科学、産科・婦人科学、皮膚科学、泌尿器科学、耳鼻いんこう科学、眼科学、放射線科学及び救急医学（麻酔科学を含む。）

イ　実地試験　内科学、外科学、産科・婦人科学、小児科学及び救急医学（麻酔科学を含む。）

4　試験の方法

(1)　第1部試験に合格した者でなければ、第2部試験筆記試験を受けることができない。

(2)　第2部試験筆記試験に合格した者でなければ、第2部試験実地試験を受けることができない。

5　受験資格

(1)　外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が適当と認定したもの

(2)　旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の卒業者又は旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）により専門学校入学の資格を有するものとして検定された者以上の程度を入学資格とする修業年限3年以上の医学の教習を目的とする学校（医師法第11条第1号及び第3条の規定による大学及び専門学校を除く。）を卒業した者

(3)　昭和20年8月15日以前に、朝鮮総督、台湾総督、樺太庁長官、南洋庁長官若しくは満洲国駐剳特命全権大使の医師免許を受け、又は領事官の医業免許を受けた日本国民

(4)　昭和20年8月15日以前に、朝鮮総督の行った医師試験の第1部試験に合格し、又は満洲国の行った医師考試の第1部考試に及格した者

(5)　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第17条第1項の規定により医師法の規定による医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの

6　受験手続

(1)　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　受験願書　医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第3号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票記載事項証明書）に記載されている文字を使用すること。

なお、受験願書には、受験する試験区分（第1部試験又は第2部試験）を必ず明記すること。